



資料翻刻

渋沢市郎右衛門

栄一郎

古里屋軍治郎様

貴下

【史料一】 渋沢市郎右衛門・渋沢栄一郎書状

(包紙)

「本庄宿

血洗島村

古里屋郡治郎様

渋沢市郎右衛門

貴下

封 亥七月□□□□
(十九日)

以手紙啓上仕候、昨日者參上致色々御馳走ニ相成添拝謝仕候、則御引合之通極上藍玉式駄口差上申候間、御入帳可被下候代金之儀式拾兩也、別紙受取書差上申候間、此者へ御渡可被下候、残金壹兩也、御吟味之上是非御願申上度候間、御承引被下候、弥々御相談之儀御都合次第御出被下候御様子之処、小生も明日者小々用事ニ而他出仕候、依之廿二日ニ御都合御出被下度奉願上候、若又御不都合ニ候ハ、此方より上物之駄口味差上可申候間、是如何可仕候哉御伺申上候、御報奉待申上候、末毫御預候錢且御引取申候藍玉壹駄右馬へ御遣し可被下候□□願上候、右御高□奉願上候

頓首敬白

七月十九日

【史料二】 差上申一札之事

差上申一札之事

一当巳五月御鷹匠村松惣七郎様被仰ニ付候、御捉飼場之内ニ而飼犬不仕筈之処、近年犬多罷成鳥代ニ付障り罷成候ニ付、犬取捨候様ニ被仰付奉畏、則御請印仕一札差上申候、依之早速村中惣百姓江申付犬不殘取捨申候、若村方之内ニ而飼犬仕度存候者御座候ハ、決而外江差出シ不申候様繫飼仕度者一札為差出御預不申上候、勿論此以後御鷹匠様方御捉飼之野先御見分様御場廻り之節、犬御見懸ケ被成儀御座候ハ、拙者共何分之御沙汰ニも可被仰達候、依印形差上申所、如件

武州榛沢郡

宮戸村

名主

惣兵衛 印

組頭

伊兵衛 印

宝曆十一年辛巳八月

諸井仙 右衛門殿
(左カ)

右御書付之趣、嚴被仰渡奉承知候、然ル上ハ我等住宅ハ不及申犬見懸ケ次第追捨不申候、若シ見遁仕候ハ、何分之越度ニ茂不相成候、為後日仍而請印如件

【史料三】 渋沢栄一扇子

(印)

弘濟

博施

業永傳

可知

利義

両能全

欲固

降運

期悠久

創立

賀斯

五十年

第一銀行創立五十年書威

青淵逸人(印)(印)

【史料四】 諸井泉衛書

(印)

蚕種散財還破屋祝馳

御栄幾難辛浄斯二女

五男子共喜新居知

命春 明治十三年一月述懷諸直在

(印)(印)

【史料五】 渋沢栄一書

(印)

春花落書忽秋霜一瞬朝

暉變夕陽休說世間人事劇觀來

造物者多忙 諸井詞兄清□

青淵録旧作(印)(印)

コラム 『武蔵国児玉郡誌』と諸井六郎

戦前にまとめられた児玉地域についての歴史書に『武蔵国児玉郡誌』がある。著者は本庄町助役を務めた小暮秀夫で、大正十二年(一九二三)の郡制廃止をきっかけに大正十四年(一九二五)よりその出版を企画した。執筆にあたっては諸井六郎や豊国義孝(群馬の郷土史家)、岩澤正作(群馬の考古学者)らの指導・援助があった。諸井六郎は昭和二年(一九二七)の刊行に際し、「序」を担当、その中で小暮を「同郷ノ先輩ニシテ篤学ノ人」とし、「克ク郡内関係事項ヲ網羅シ秩序整然トシテ委曲漏ス所ナク」。「広ク我地方ヲ紹介スルニ足ルモノ」と本書の性格を述べている。諸井家については、本文中でも「郡出身の現代名士」として恒平・四郎・六郎・華畦が紹介されている。また冒頭には渋沢栄一の書が掲載されるなど、地域とのつながりを示している。小暮が「序」を六郎に依頼した背景には、同郷の先輩・後輩という個人的な関係もさることながら、六郎が同じように『徳川時代之武蔵本庄』という歴史書を著していたことも関係しているであろう。